

〈研究ノート〉

Collective Employee Investment Funds
(労働者投資基金)と歴史的妥協体制の帰趨
——北欧資本主義の分析視角によせて——

佐々木 洋

札幌学院商経論集 第2巻第3号(通巻第42号)(別刷)

札幌学院大学

1986年3月

〈研究ノート〉

Collective Employee Investment Funds (労働者投資基金)と歴史的妥協体制の帰趨

——北欧資本主義の分析視角によせて*——

佐々木 洋

I 本ノートの課題

1982年9月総選挙で6年ぶりの政権復帰を果したOlof Palmeの社会民主労働党(以下、SAP¹⁾もしくは社民党と略す)は翌年12月に164対158という僅差ではあったがスウェーデン労働者階級の70年代初頭以来の懸案で、同国の歴史でも最大級の政治的緊張の火種となってきた、労働者投資基金制度(Löntagarfonden: The Collective Employee Investment Funds)²⁾の導入をスウェーデン国会Riksdagで議決せしめ、84年からは実際に新制度にもとづく基金への資金積立て及びVolvoをはじめとする主要企業の株式取得が開始される運びとなった。

福祉国家的発展の典型国で、かつ社会科学の‘laboratory’とも言われることがある³⁾スウェーデンで懸案とされてきた同基金構想はかねてから内外の注目を浴びてきたが、それは社民党系でブルーカラー労働者主体の労働組合総連合LO⁴⁾が、頻発した山猫スト(表1参照)の余韻の中で開催された1971年の大会⁵⁾において検討を開始し、1976年にはMeidner Plan⁶⁾として有名になった構想にとりまとめられるに至った。

1976、79年の二回の総選挙に社民党が下野をよぎなくされるという事態もあって、今日まで再三の修正・補強が重ねられてきたが、最終的に制度化された基金構想の根幹というのは、労働組合が管理運営権を分有する投資基金に対して企業利潤の一定比率を強制的に払い込ませ、一方ではその基金で主要企業の株式取得をおし進めることによって企業の意志決定に対する労働組合の影響力を強めると同時に、企業には国際競争力強化や分権化に対応すべき地方工場立地投資向け等の原資供給によって産業と地域経済の活性化をはかるうとするもので

* 本研究ノートは昨年1985年5月31日に本学で開催されたシンポジウム(代表、川村琢・足羽進三郎の両氏)「国際化のなかでの北海道を考える」で行った筆者の報告「北欧資本主義の分析視角」の質疑のなかで、とくに論議が集中した第3章「Swedish modelの困難と従業員基金制度構想の展望」の部分について、その後に入手した若干の文献・資料類にもとづいて報告レジュメに補強修正を加えたものである。

筆者の上記報告のうち第3章以外の部分は北欧資本主義と北海道経済とのそれぞれの分析視角と分析手法上の相互関連について言及したものであるが、当該部分については別の機会に発表することを考えている。

なお、本研究のための資料収集においてはスウェーデン大使館広報部、スウェーデン社会研究所及び北方圏センター等の事務局の方々に多々お世話になった。記して謝意を表したい。

第1表 スウェーデンの労働争議と労働損失日数

| Year | Strikes | Lockouts | Employees involved | Total | Working days lost | | |
|------|---------|----------|--------------------|--------|-------------------|---------|---------|
| | | | | | Type of stoppage | Legal | Illegal |
| | | | | | (thousands) | | |
| 1945 | 163 | — | 133.2 | 11,321 | | | |
| 1946 | 136 | 1 | — | 1.3 | 27 | | |
| 1947 | 81 | — | — | 56.9 | 125 | | |
| 1948 | 47 | — | — | 6.1 | 151 | | |
| 1949 | 31 | — | — | 1.0 | 21 | | |
| 1950 | 21 | 1 | — | 2.4 | 41 | | |
| 1951 | 27 | 1 | — | 15.1 | 531 | | |
| 1952 | 31 | 1 | — | 2.1 | 79 | | |
| 1953 | 17 | 3 | — | 26.2 | 582 | | |
| 1954 | 44 | 1 | — | 7.7 | 24 | | |
| 1955 | 18 | — | — | 3.9 | 159 | | |
| 1956 | 12 | — | — | 1.6 | 4 | n. a. | n. a. |
| 1957 | 19 | 1 | — | 1.6 | 53 | | |
| 1958 | 9 | 1 | — | 0.1 | 15 | | |
| 1959 | 16 | 1 | — | 1.2 | 24 | | |
| 1960 | 29 | 2 | — | 1.5 | 18 | | |
| 1961 | 12 | — | — | 0.1 | 2 | | |
| 1962 | 10 | — | — | 3.5 | 5 | | |
| 1963 | 23 | 1 | — | 2.8 | 25 | | |
| 1964 | 14 | — | — | 1.9 | 34 | | |
| 1965 | 8 | — | — | 0.2 | 4 | | |
| 1966 | 25 | 1 | — | 29.4 | 352 | | |
| 1967 | 7 | — | — | 0.1 | † | 0.4 | ‡ |
| 1968 | 7 | — | — | 0.4 | 1 | 0.7 | 0.4 |
| 1969 | 40 | 1 | — | 9.0 | 112 | 48.5 | 63.9 |
| 1970 | 134 | — | — | 26.7 | 156 | 0.2 | 155.6 |
| 1971 | 59 | 1 | — | 62.9 | 839 | 812.3 | 26.5 |
| 1972 | 44 | — | — | 7.1 | 10 | 2.2 | 8.3 |
| 1973 | 48 | — | — | 4.3 | 12 | 0.3 | 11.5 |
| 1974 | 237 | — | — | 27.0 | 57 | 34.8 | 22.2 |
| 1975 | 289 | 1 | — | 37.5 | 358 | 14.8 | 343.2 |
| 1976 | 123 | — | — | 10.5 | 26 | 6.9 | 18.7 |
| 1977 | 105 | 2 | — | 18.4 | 119 | 105.0 | 13.8 |
| 1978 | 173 | 2 | — | 17.8 | 42 | 23.0 | 19.0 |
| 1979 | 207 | — | — | 35.3 | 29 | 0.8 | 27.8 |
| 1980 | 204 | 4 | — | 744.8 | 4,471 | 4,432.4 | 38.4 |
| 1981 | 66 | 1 | — | 99.2 | 209 | 202.0 | 7.2 |
| | | | | | | | 4,096.4 |
| | | | | | | | 24.2 |

* Working days lost as a result of lockouts out of total days lost.

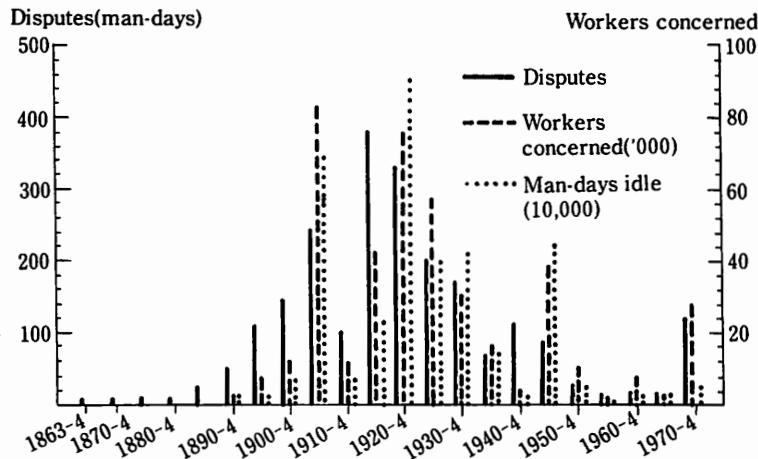
† Total of only 400 days lost.

‡ 35 days lost in wildcat strikes.

(出所) Andrew Martin, Trade Unions in Sweden: Strategic Responses to Change and Crisis, in *Unions and Economic Crisis*, 1984, p. 346.

あり、他方では株式投資で生み出される運用益についてはこれを全額、既存の付加年金制度のATP基金⁷⁾に充当することによって老齢化社会の長期化に備えた年金財源の涵養に資することで、労働者投資基金制度の全国民的支持基盤を確固たるものにせん、とするものである。

図1 労働争議件数と労働損失日数



(出所) Walter Korpi, *The Working Class in Welfare Capitalism*, 1978.

Walter Korpi が LO とスウェーデン経営者団体連盟 (SAF⁸⁾) との歴史的妥協体制 The Historical Compromise (図1参照) と名付けた、いわゆる Swedish Model (後述) を与えられた歴史的枠組として、産業こそ福祉の糧という考えのもとに伝来の強固な平等化志向から階級間・階層間の専ら分配関係のはじめにその影響力の行使を集中してきた観のあるスウェーデン労働者階級は、いまや労働・生産過程そのものに対する自己の影響力の拡大を具体的な課題とするに至っているかに見える。

スウェーデンのブルジョアプロック三野党(稳健保守党、国民自由党、中央党)と SAF の側は LO 及び SAP の基金構想の提起を経て体制変革の問題としてとらえてきた。

実際、かねてから基金構想を基金社会主義、Fund Socialism 即ち労働組合による大企業乗り取り計画とみなしてきた SAF は、83年秋の基金制度法案の Riksdag 上程を LO による階級的な宣戦布告とうけとめ、開会日 10月 4 日には会社社長、重役、ホワイトカラーを動員してストックホルムで今世紀最大規模の一大街頭示威を敢行した¹⁰⁾だけではない。同年 12 月に前述のような僅差で Riksdag での法案制定阻止に失敗した SAF とブルジョア三野党はそこで、次回 85 年 9 月総選挙における社会主義ブロックからの政権奪回の共同戦線の構築にむかったが、SAF と三野党の総選挙キャンペーンは基金社会主義の廃止を含む「体制選択問題」を最大の争点にしようというものであった¹¹⁾。

このようなブルジョアプロック陣営による基金構想へのすぐれて階級的な対応に対して、

Palme 社民政政権は、同構想が從来の混合経済のかわりに市場メカニズムを廃止してソ連・東欧型の「計画経済」に置き換えようという意図は何らもつものではないこと、あるいは基金による株式取得によって生じてくる労働組合による株主権の行使にしても、それは企業乗取りを意図しているものではなく、あくまでも他の個人やグループの株式所有者と並んで、これはパートナーとして責任を分かちあおうとするものであること——等の弁明につとめ、極力労資間の階級的な対決色を薄めようとしてきた。¹²⁾

社民党政府当局のかかる柔軟ともみえる姿勢はあるいはわが国の「連合」をすすめようとする「学者グループ」の共感を呼ぶところかもしれない。しかも、基金構想に対して当初から冷やかな見方に終始してきたかにみえる、閣外協力の左翼党共産主義者（VKP¹³⁾）はもちろん、本構想の提起以来たえず強硬姿勢を貫いてきた LO からも、Palme 社民党政府が 82 年総選挙の際に公約した戦略的展望である、現存社会主義と西側資本主義とのいずれとも異なる、第三の道としての社会主義の道を貫徹しうるのかどうかという懸念が存在した¹⁴⁾ことのあることを想起すれば、かの「学者グループ」の共感が必ずしも全くの的はずれだとはいえない余地が残されているようにもみえる。

「基金社会主義」の廃止や各種福祉支出の見直し等をふくめ、ブルジョアブロックから＜体制選択問題＞を最大の争点として問われたスウェーデン労働者階級は、VKP の閣外協力を前提にしてのことであるとはいえ 85 年総選挙で Palme 社民党をひきつづき政権にとどめる選択をした。これに対して Palme は 85 年総選挙結果を、福祉社会を攻撃する新自由主義を葬り去ったところに重要性があることを強調している。¹⁵⁾そして基金制度のすべり出し状況について言えば折からの景気回復と企業業績の好調さも加って 84, 85 年両年とも基金の積立てと運用は順調に進歩はじめたかにみえる。

このようにみてくれば、「ケインズ政策への一面的な批判による保守的自由主義への逆コースではなく、ケインズ主義プラス市場介入による構造政策への発展」こそが「政策体系の革新的立場¹⁶⁾」にはかならないものとし、かかる立場がソ連型社会主義へのアプローチと異なるといいう理論的根拠から総評=社会党ブロックの勤労市民を連合政権の良民として善導しようとする「学者グループ」にとってもスウェーデンの労働者投资基金構想はきわめて示唆に富む着想に見えるのはもっともあることにはちがいない。

同グループの代表格の一大内秀明氏が基金構想を高く評価するのは、まず第一に氏が基金構想の中に大内氏流の「参加・介入・決定」を読みとろうとしていることにある。氏曰く。「60 年代まで、西側先進国は高度成長のなかで完全雇用を達成し、高福祉社会がめざされた。しかし、この高福祉の実現は、あくまで所得再分配方式の枠組みの内部においてすすめられたにすぎなかった。70 年代には、西ドイツをはじめとして、企業の経営内部における意志決定にかかわる共同決定が西欧型社会民主主義の目標として具体化した。しかし 80 年代（は、

基金構想にみられるように——引用者搜入）貯蓄—投資—雇用の回路にひろげて、トータルなかたちで経済活動への参加・介入・決定がすすむことになり、高福祉社会の再生と復権がはかられようとしているのではないか」¹⁷⁾ 即ち、80年代は日本においても、スウェーデンにおいても大切なことは参加・介入・決定にあることの確認である。

第2の評価理由は、基金制度の目的として「経済民主化が株式所有に向ってはいるが、たとえば株式取得の上限率にみられるとおり、所有権の枠組みには手をつけることなく、経済の機能と運営・組織を内部から民主化し変革をはかる社会民主主義の発展線上にあることは明白である」¹⁸⁾ ことに求められる。

ところが、よく知られているように大内氏の主張してきた参加・介入・決定なるものの担い手として念頭におかれているのは、「限りなく労働現場から遠い」存在の、労働者大衆から自立した議会の有力リーダーや巨大労組の幹部連にすぎないのであって¹⁹⁾ そこでは労働組合員一般ないし労働者大衆は依然として管理される対象でしかないのである。

それゆえ、スウェーデンの企業労資共同決定システムやこの労働者投資基金制度の制定が諸々の限界性や問題点を残すものであるとしても、それが労働現場を基礎とする大衆的運動に真の「深部の力」の上に押し上げられ、進められてきたものだといえるとすると、わが「学者グループ」の基金構想理解はその皮相さを免れないものとなろう。

先述の W. Karpi によれば Riksdag に対して労使共同決定法の制定をせまる、という形で、1938年以来の労使間の産業平和を意図したサルトジョバーデン協定 Saltjobaden agreement²⁰⁾ を放棄することに象徴される The Historical Compromise 体制の解体は、60年代末までに顕著に進行した労働組合組織率の格段の高さ(表2)や労働組合員たちの政治的左傾化を背景としてもたらされたものであるという²¹⁾。

もちろん LO による歴史的妥協体制の放棄がただちにスウェーデン労働者階級による資本の価値形成・増殖過程としての労働・生産過程そのものの止揚への明確な志向を含意しているものでないことはいうまでもない。

あるジャーナリストがいみじくも指摘しているように²²⁾ Industrial Democracy は両刃の危険をもつ。即ち、企業経営に関する実際上で重大な問題を論議できるような訓練とか準備を負銀労働者は受けていないし、むしろかわりに自分達が現実に知っていると感じているさ細な諸件の論議にあけくれしてさもなくば企業の成長と労働者個々人の勤労を促がす力となってきたものを結果的には会社を機能不全に陥れる官僚主義を生じせしめかねない。問題は組合活動に積極的に加わる労働者がせいぜい 10—15% にすぎないという実情を抜本的に打開できるかどうかにかかっており、それなしに現場労働者が管理の被対象でなく民主化過程に携わり、また会社の投資決定に責任を負うる主体とはなりえない。この点ではスウェーデン労働者は少しも前進しているようにみえない——というわけである²³⁾。

第2表 主要スウェーデンの労組の組織率

| | 1950 | 1960 | 1970 | 1980 | 1950 | 1960 | 1970 | 1980 |
|----------------------|-------------|-------|-------|-------|---------------------------|------|------|------|
| | (thousands) | | | | (percent of labor force)* | | | |
| All confederations † | 1,594 | 1,970 | 2,557 | 3,413 | 51.3 | 60.7 | 65.3 | 80.6 |
| LO: Total | 1,278 | 1,486 | 1,686 | 2,127 | 41.2 | 45.8 | 42.9 | 50.2 |
| Largest union ‡ | 220 | 286 | 370 | 515 | 7.1 | 8.8 | 9.5 | 12.2 |
| TCO: Total | 272 | 394 | 719 | 1,043 | 8.8 | 12.1 | 18.4 | 24.6 |
| Largest union § | 60 | 107 | 208 | 296 | 1.9 | 3.3 | 5.3 | 6.9 |
| SACO-SR ‡ | 44 | 73 | 115 | 225 | 1.4 | 2.3 | 2.9 | 5.3 |
| SAC ‡ | n.a. | 18 | 23 | 18 | n.a. | 0.6 | 0.6 | 0.4 |

* Percentages for 1950 and 1960 are based on Census labor force data and are therefore not strictly comparable with percentages for later years which are based on labor force survey data.

† See text for full names and descriptions.

‡ Largest LO union is the Metalworkers'union, except in 1980 when it is the local government workers'union, or SKAF(*Svenska Kommunalarbetareförbundet*).

§ Largest TCO union is the Union of Clerical and Technical Employees in Industry, or SIF(*Svenska Industriitjänstemannaförbundet*).

¶ SACO and SR were separate organizations until their merger in 1974.

|| SAC is a small syndicalist organization, *Sveriges arbetares centralorganisation*, which stands for Central Organization of Swedish Workers.

(出所) Andrew Martin, op. cit., p. 345.

あるいは、労働者の中に、とりわけ都市部の大企業の中で absenteeism が蔓延し、大学教育の空洞化が懸念され、児童の中へのアルコール中毒の浸透——等といった「福祉国家特有」の病理が深刻化しつつあるという事実もある²⁴⁾。

したがって、これらの側面からみれば、歴史的妥協体制の解体なるものは、歴史必然としての労働・生産過程の編成上のひとつの危機をはらむもの、といえなくもない。

それにしても、それがまだ試行錯誤の域を出ないとしても、Andrew Martrin が言うところによればスウェーデンでは、近年に特有な歴史的な事象として industrial democreicy を志向する大きな運動が起ってきているが、それらの運動は多分に労働者達が自らの生活過程を第一義的に生産者としての使命の中にある程度まで統御することの必要性の自覚に負うものである²⁵⁾。

スウェーデンの第三の道としての社会主義へのプロセスにとって、労働者投资基金制度による主要企業の株式取得とそれをとおした労働組合の議決権行使による意志決定への影響力の拡大、という方式が必要絶対不可欠な要件なのかどうか、という問題もさることながら、それとは別に、基金構想の具体的な制度化が、ほかならぬ労働現場に基礎をもつ労働組合の大衆的運動によって押し上げられて進められたという側面を等閑視してはならない。いやむしろ、スウェーデン資本主義の当面している歴史的困難の性格なかんずくスウェーデン労働者階級の前に提起されている課題の性格の考察なしには労働者投资基金制度のもつ意義の理解も浅薄なものに終らざるをえない。

それではまず、労働者投資基金の制度そのものの特徴的概要と、制度化の意図するところを、Meidner Planとのかかわりで鳥瞰しておくことにする。

(注記)

- 1) スウェーデン社民党の正式名称は Socialdemokratiska Arbetareparti (SAP)=The Social Democratic Labor Party。
- 2) なお、スウェーデン大蔵省発行の英文パンフレットでは同基金の英訳には Employee Investment Funds があてられている。
他にも Employee funds とか Wage-earner's Funds 等がよく使用されるが語義からすれば本文に紹介した英訳がより適切なものと考えられる。
これらとは別に Fund Socialism 基金社会主義という言い方もあるが、この場合は同基金制度導入に反対する陣営からの攻撃的呼称として用いられることが多い。
- 3) Assar Lindbeck によれば、時代の趨勢を告げる諸問題は US を例外とすればスウェーデンで発生し、また同国の経済政策及び社会政策はとくに pragmatic でかつ experimental であることが多く、これらの理由からスウェーデンはある程度まで経済的・社会的 experiments にとっての 'laboratory' とみなしていいとしている。
加えて Lindbeck は経済的・社会的 experiments のかかる「実験室」的性格を有するスウェーデンに関心をよせている外国の研究者にむかって、我々が実際の現実よりも報告者の意図やレトリックを含むことの多い公文書や公式声明書の類にのみ依存することのないよう戒めている。Assar Lindbeck, *Swedish Economic Policy*, Univ. of California Press, 1974. p. xi.
- 4) Landsorganisation i Sverige=Swedish Confederation of Labour の略称。1898年結成、ブルーカラー労働者対象で現在は組合員数約200万人、組織率は95%を誇る。ホワイトカラー労働者の多くは LO とは別に Tjänstemannens Centralorganisationer (TCO)=Central Organization of Salaried Employees として組織され、現在組合員約100万人で組織率は75%といわれる。
- 5) LO の1971年大会が産業民主主義 Industrial Democracy という新方針を採用する背景をなした a wave of wildcat strikes については、Andrew Martin, 'Trade Unions in Sweden: Strategic Responses to Change and Crisis; in Peter Gourevitch and Others (ed) *Unions and Economic Crisis: Britain, West Germany and Sweden*, George Allen & Unwin, 1984. pp. 248-254. をみよ。
- 6) Rudolph Meidner, *Employee Investment Funds, an approach to Collective Capital Formation*, George Allen & Unwin, 1978. ただし原書は Kollektiv kapitalbildning Genom Löntagarfonder, Prisma/LO Stockholm, 1976.
- 7) スウェーデンには国民年金 AP (almänna pensions=the State Pensions の略)と国民付加年金 ATP (allmän Tilliggspensions=the State Supplementary Pensions の略)を中心とし、その他部分年金、補足年金をあわせて四種の年金制度がある。このうち AP は国民に対する生活の基本保障をなし、ATP はいわゆる二階建ての公的年金制度で前者 AP と従前報酬比例型の付加年金が組みあわされた形となり、いずれも使用者企業が保険料の拠出義務を負っている。現行年金制度の概要はさしあたり、スウェーデン社会研究所編『スウェーデンの社会政策』成文堂、1983年刊、の第5章庭田稿をみよ。
なお、スウェーデンにおける年金制度の発展については、戸原四郎「福祉国家スウェーデンの生成と展開」、東大社研編「福祉国家1—福祉国家の形成」所収、を参照のこと。
- 8) Svenska Arbetsgivareföreningen=Swedish Employers Conference の略
- 9) Walter Korpi, *The Working Class in Welfare Capitalism*, Routledge & Kegan Paul, 1978, pp. 84, 80-6
- 10) SAFの反基金運動の様子を紹介しているものに、米村紀幸「スウェーデンの教訓」、JETRO 譲書、1984年刊、がある（第6章）。
- 11) スウェーデン社会研究所月報 Bulletin, Vol. 17. No. 10. の論評記事「'85年スウェーデン議会選挙——バルメ首相の政権継続——」をみよ。

- 12) The Ministry of Finance, Sweden, *Employee Investment Funds*, Stockholm, 1984. pp. 17-18.
- 13) Communist Party of the Left.
- 14) イタリア共産党機関紙リナシッタ記者による VKP 国会議員団長及び, LO 調査局長(Rudolph Meidner)両氏に対するインタビュー記事をみよ。日本共産党中央委員会発行「世界政治」632号(1982年11月上旬号)所収。
- 15) 前掲, Bulletin, Vol 17, No. 10.
- 16) 大内秀明「80年代日本経済の展望と革新の経済政策——連合の再構築のための経済政策に関する試論」, 平和経済計画会議の経済白書委員会編「(1980年度版)国民の経済白書」所収, 57ページ。
- 17) 大内秀明「スウェーデン／社民党政権40年の経験と新しい挑戦」真柄・大内・他3名編著「ヨーロッパの政権と労働組合」所収, 122ページ。
- 18) 大内秀明, 同上 123-4 ページ。
スウェーデン政府当局のパンフレットにおいても大内氏のこの評価を確証する箇所がある。
「基金は、現存する危機克服のために新しい分配及び安定政策のアプローチが必要とされるなど困難をかかえる時期において、福祉国家を構築しようとする一つの方式であり、基金の導入は伝統的な社会民主主義的で、改良主義的精神にもとづく改革を意味する。」the Ministry of Finance, Sweden, op. cit., 18 p.
我々はこうした評価の一致に異議をはさむつもりはない。我々が問題とするのは、限りなく労働現場から遠い労働戦線統一や連合が取沙汰されている我が国の現状況にとって、基金構想の紹介はいかなる歴史的意味をもつものなのか、という視点の有無である。
- 19) 川上忠雄氏の大内秀明氏をふくむ「学者グループ」批判は基本的には得てある。同氏「日本社会党の参加型『自主』管理社会主義」川上忠雄編著「岐路にたつ日本社会党一路線論争と自主管理社会主義」社会評論社, 1981年刊, 所収 188-253 ページ参照。
シリーズ未完の筆者の論稿「20世紀末大不況下の日本資本主義の現況1~4」、「札幌学院大学商経論集」所収も「正統派」理論の克服とともに大内氏らの「学者グループ」批判を意図したものである。
- 20) Saltsjöbaden Agreement, 1938についてはさしあたり, Franklin D. Scott, *Sweden, the Nation's History*, Univ. of Minnesota Press, 1977, p. 418, p. 521, 及び Andrew Martin, op. cit., pp. 197-200, をみよ。
また、最近翻訳の出た Industrial Democracy in Europe (IDE) International Research Groupによる *European Industrial Relations*, Oxford Univ. Press, 1981, ([ヨーロッパの労使関係]有斐閣選書, 1984年)の第3章にも December Compromise (1906)とともに Saltsjöbaden Basic Agreement (1938)が紹介されている。
- 21) W. Korpi, 'The Historical Compromise and its Dissolution, in Bengt Ryd'en & Villy Bergström(ed), *Sweden: Choices for Economic and Social Policy in the 1980s*, George Allen & Unwin, 1982, pp. 134-140
- 22) 「座談会」'Sweden Seen from the Outside' in Sweden, op. cit., pp. 9-35. におけるスウェーデン系フランス誌ジャーナリスト Guy de Faramond の指摘をみよ。ibid., p. 31.
- 23) ibid., p. 31.
- 24) Absenteeismについては「対談」「Can Sweden Remain a Leading Industrial Nation?」in Sweden, op. cit., pp. 72-92. における Lars Nabseth 及び Jan Wallander の発言をみよ(ibid., pp. 85-6.)。また大学問題や青少年非行問題等については前掲「スウェーデンの社会政策」や、スウェーデン社会研究所「福祉国家スウェーデンの新動向」等を参照せよ。
- 25) 前掲:「座談会」における A. Martin の指摘 in Sweden. op. cit., pp. 28-30.

II Meidner Plan と労働者投資基金制度の概要

(1) Meidner Plan の具体化の経緯

第II次大戦後の世界的な「高度成長」過程で「完全雇用」の常態化を背景に60年代後半から70年代初頭にかけ各資本主義ではいざれも資本による階級的支配関係がある程度まで弛緩をよぎなくされ、そのもとで同時進行的な労働攻勢が展開されたことがあったことは承知のことであろう。

かかる状況のもとで資本が反撃の戦略を練り直しにかかったことはいうまでもないが、少なからぬ諸国では、上からのあるいは下からのイニシアティブのもとで様々な労働者経営参加の試みが追求されはじめ、この系譜に属する試みとして登場するのが賃金労働者によるいわゆる資本参加ないしは利潤参加の構想である。今回、我々がとりあげようとしているスウェーデンの労働者投資基金制度は、それが労働者個人に帰属する株式所有を認めないと、文字どおり Collective な Employee Investment Funds に徹しようとするところにこの種の様々な試みの中での他に類例のない特異性をみることができる！

労働者階級の Collective な共同基金という着想は、スウェーデンにおいては高低のあるグループ間でプール計算をして全賃金を労働者階級内で公平に再配分しようとする伝統社会由来ともいべき願望に歴史的ルーツを探り出すことができるが、この着想はたんなる願望の域を出て、戦前すでに1938年という時代に支払い能力ある部門から他の部門への移転といふひとつの試みが提起されたことがあった²⁾。

そして戦後の歴史においても LO の労働市場政策として連帯賃金原理 the principle of wage solidarity が確立されてしばらくの1951年大会では an equalisation fund for industries が、ついで61年大会には branch rational funds が、そして66年大会には branch funds がという具合に、そのいざれもが超過利潤を基金としてそれを再配分することで連帯賃金政策の弊害を是正しようという R. Meidner らによる提案として問題が投げかけられたこともある³⁾。

しかしこれらは大会の論議ではどの年の場合もさしたる重要性をもつことなく退けられてきたといってよい。そもそも、この件に限ったことではなく、SAP はその力が最も強大であったとみられる 1930 年代からの 40 年間の間には、この政権党は労働組織の地位やら労働条件の改善には殆ど手をつけてこなかったといわれている！

他方、労働組合の方では、SAP の長期にわたる政権担当期間中、自らの果たすべき社会的責任に忠実であったといわれるが、その場合の社会的責任とは、継続的に進められる企業合理化に、LO が積極的に協力するという意味に他ならなかつた⁵⁾。

つまり、スウェーデンの労働運動は、強力な組織力、政治力を有しながら、そのめぐまれた政治的地位を労働生活諸条件の改善という方向では殆ど利用することをせず、生産性の向

上によって得られたバイの増大分をもって専ら所得の平等化の実現にむけることを優先させてきたこともある⁹⁾。年金制度改革問題等の一時期をのぞけば、労働現場においても政治生活においてもスウェーデンでは1930年代末から60年代末までは総じて城内平和ないし産業平和が維持されてきたといふことができる。

W. Korpi がイタリア共産党方式をもじって The Historical Compromise と呼んだスウェーデン資本主義の城内平和体制に決定的な転換をせまる契機となったのが、前述のように1969年以降の労働現場の末端からの大衆運動の新展開であった（表1）。1971年のLO大会が明白に方針転換を打ち出す大会になったのである¹⁰⁾。

とはいって、71年大会はLOの方針転換の方向性と基金構想との関連を後年ほど明確に打ち出したわけではない。基金構想がLOの内外共に重要性を帯びるようになるのは、LOの委託をうけて調査・研究にとりくんでいたR. Meidnerを責任者とするグループが1975年に最初の報告書‘Collective Capital Formation through the Employee Investment Funds’を公刊して以降のことである。

他方ではこの間、1970～71年の景気後退に対してとられたインフレ的拡大策にもとづく73～74年のブームのあと折からの石油危機に触発された世界不況乗り切り策として発動された精力的な反循環的景気テコ入れ策によってさらにそれが76年まで一段と過熱するという形で1973～76年大型インフレブームが生み出されたが、まさにその渦中において自由党 Liberal が企業利潤の法外ともいべき増大傾向を憂慮して、社民党政府に彼ら自身の労働者投資基金の構想を建議し、その検討を働きかけるといった動きがあり、それをうけて75年には政府機関として基金構想の検討委員会が発足するといういきさつもあった¹¹⁾。

こうして、空前のインフレブーム下に、大企業の超過利潤に対する補捉の必要という社会的コンセンサスの広がりの中で、基金構想は一挙に具体化するかにみえたのであるが、1976年、79年の二回の総選挙でSAPが連敗を喫したことから、その実現性は一時遠のくことになっただけでない。

6年後に政権復帰したPalme社民党が提案することになる基金構想の内容も、この間スウェーデン資本主義が直面することになった経済的・社会的困難に対応して、当初のそれから大分の修正・補強を受けたものとして再登場することになったのである。

当初構想からの内容変化はのちにみるとことにして、ここではスウェーデン資本主義の危機克服策として提起されることになった。基金構想の政策的位置づけの要点を紹介しておこう¹²⁾。

① まず第一点は当面している危機の性格についてである。

循環的変動や単なる外的偶然等からでは説明しえない要因からスタグフレーションに陥ったOECD諸国の中には目下、賃金抑制による利潤率の回復のために失業のムチを積極的に活

用しようとしている。こうした国際的にひろがる緊縮的な経済動向は、もともと輸入原油の確保の面や伝統的な基幹産業である素材供給型の重化学工業の対外依存度が高い同国にとってはとくに厳しい影響を及ぼすうえに、国際的に最も強い通貨となった西独マルクに釘づけされて上昇したスウェーデン・クローネ相場の影響も加って第一次オイルショック以降スウェーデン産業界は対外競争力を大幅に減殺され、その結果スウェーデン資本主義は市場喪失、操業率の低下、インフレ、低成長等といった事態に直面するに至った。

② しかし、多くのOECD諸国が実行しているからといってスウェーデンがインフレ退治のために失業を武器とするということになってしまえば、それはここ数10年の繁栄に寄与してきた一つの不可欠の要素である労資間の一一致協力の精神をそこない、多大な資本破壊や失業増さらには階級対立の激化をもたらす。

それゆえ平等な所得分配とコスト削減とを両立させ同時に利潤率の回復をもたらすような新たな方式が是非でも見い出されなければならない。

③ そこで社民党政府は政権復帰直後の82年10月ただちに通貨の大幅切り下げ断行で輸出産業の競争力回復を促す一方、切り下げが国際収支や雇用に悪循環を生ずることのないようコスト管理の徹底を追求してきたが、その場合、貸銀等、コスト抑制の結果としてもたらされるべき利潤率の回復は資本の側の権力及び所有の一層の集中を導くというだけでなく、そのかわりに労働者の所有権の拡大、富の蓄積過程へのより多くの労働者の参加を促すことによって産業の活性化がはかられるという、まさにこの後者の道につながるべきものでなければならぬ。この道こそが基金構想を推進すべき最重要の動機なのである。

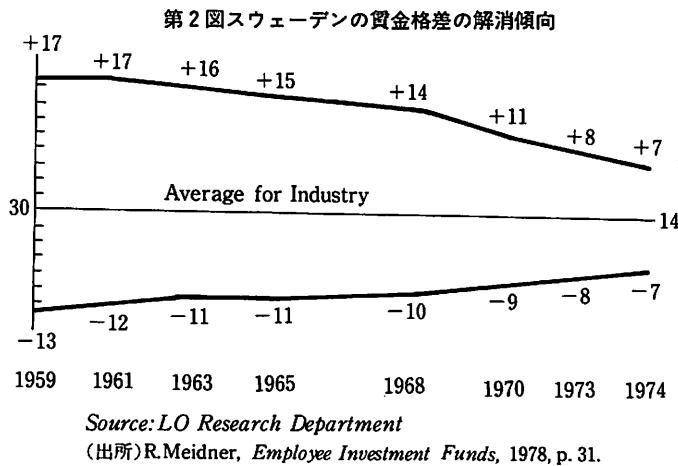
それでは、以上のような政策的意義を課された基金構想はどのように具体化されることになったのか、つぎにこの点について、基金構想が達成すべき目標と、基金の制度的な特徴を要約しておくこととする。

(2) 基金構想に明確化された目標。

Meidner Planの提起以降、当初構想が種々の修正・補強されて具体化されるに至った新制度は以下の5点にわたる任務を与えられて発足している⁹⁾。

- ① 連帯原理 (the principle of solidarity) にもとづく貸銀政策を補完する。
- ② 産業の自己金融から生ずる富の集中傾向に対抗する (to counteract the concentration of wealth)。
- ③ 企業の意志決定過程に対して、労働者（労働組合）がもつべき影響力を強める。
- ④ 貯蓄の増加と資本形成 (capital formation) に寄与する。
- ⑤ 公的付加年金基金 (ATP-Funds) の第5番目の基金として、将来の年金支払財源を保障する (to guarantee future pensions)。

以上の5目的のうち、①～③は75年に公表され、76年にLOが正式に採択した、R. Meidner起草のかの報告書‘Collective Capital Formation through the Employee Investment Funds’の中に当初から盛られていたものであるが、④は78年のSAP・LOの共同提案の時点で、さらに⑤については83年の最終的な法制化の詰めの段階でそれぞれ新たに付加・補強されたものである。ここで①～⑤の目的のそれぞれの意図するところを必要最小限に補足しておこう。



まず第一に連帶賃銀政策の補強目的についてであるが、LOはGösta Rehnの提起を取り入れて¹⁰⁾40年代末より連帶賃銀政策を実行し、労働者間の賃金格差の僅少を追してきた(図2)。

ところが現実には企業間のあるいは地域間さらには産業間の収益性の差異からどうしても付加的な賃上げによる偏差としての賃金ドリフト wage drift を避けることが困難となる。もし個々の産業や企業間の収益性の相違を無視して(もっともRehnは「無視すべきだ」というのだが)同一労働同一賃銀を厳格に追求すれば、必ず一定企業の超過利潤は不間に付され、そのことは労働者間の連帶的平等性の追求が労使間の「不平等」の拡大を招くことを意味する、というジレンマにいきつかざるをえない。

そこで出されてくるのが、かかるジレンマの解消方策としての基金構想であり、超過利潤をwage driftでなく労働者の共同基金に振り向け、その運用収益でFundの増殖をもはかり、もつて連帶賃銀政策を補強しようというのが第一の目的となるわけである。

図1にみるような連帶賃銀政策の推進に加えての各種社会福祉施策の展開によって、スウェーデンは他の諸国に比べて再配分後の勤労者間の個人所得の平等化が最も実現されている社会と目されているが¹¹⁾それとは対照的に同国では伝統的な財閥系グループの強固な支配力の残存、スウェーデン大企業の多国籍企業的对外投資残高の高さ、外資系企業の影響力の強さ等もふくめて、特定グループや上位企業への株式、使用総資本、有形固定資産等の集中度が相

対的に高いといわれている¹²⁾。

ところが連帶貸銀政策は前述のように、一方では低収益企業の整理を迫り、他方では高収益企業の蓄積を増進させることになるが、このことは当然ながら、財閥グループ系企業をはじめ大企業による限界的諸企業の整理・合理化・吸収合併等をとおして一層の資本集中の促進をもたらすものとならざるをえない。

基金設立目的の第二、第三はこうして、労働者間の連帶的平等性の志向が、結果としては資本集中と資本の権力の強大化をもたらす、というジレンマを開拓するために、超過利潤を労組が管理権を分有する基金に積み立てさせ、その基金で株式を取得するとともに、株主権行使することで労働者の企業への影響力、即ち企業の意志決定過程への当事者能力を獲得しようとするものである。

④についていえば、高レベルの社会保障水準の達成につれて個人家計貯蓄率が低下をみてきたスウェーデンにおいては、しかし民間の金融機関とは別に公的保険機関に蓄積された労働者の Funds からの民間企業に対する与信機能が、「Fund Capitalism¹³⁾」という言葉があるほどに重要な意味をもっている。

ただし、公的保険機関基金の中核をなす ATP-Funds は従来まで限定的にしか株式の保有を認められてこなかったが、産業構造のハイテク化、多国籍企業的対外投資の志向性を有するスウェーデン大企業の国内投資の促進等のためには④のように新基金がかかる目的の投資財源となり、資本形成を積極的に保障していく必要がある、というものである。

そして最後の⑤であるが、これはまず、新基金制度の既存の大規模な基金の代表格である ATP 基金との関係をより明確にするにとどまらず、両者を密接不可分なものに関連づける必要があった。

世界一の長寿国であり、インフレ・フライド制の二階建て国民付加年金（ATP）をもつスウェーデンにとって年金財源の涵養がきわめて重要な問題であることはいうまでもない。そこで ATP-Funds は 4 つの基金に分けられ、将来の支払に備えてそれらは安定的な長期資本市場で運用することによって膨大なストックを形成してきたが、そのうち第 1 ~ 第 3 基金は主として中央政府・地方公共団体等の公共債に投じられてきた。ところが 70 年代をとおして累積してきた赤字財政の進行は、年金支払い財源として蓄積したストックのいわば「花見酒」的な不安定性を明らかにすることにもなった。したがって新基金が ATP の第四基金とともに赤字財政の金融としてではなく、生産的で健全な産業企業の株式取得という形で運用され、その運用益が金額 ATP 基金の財源涵養にふりむけるということになれば、新基金の設立はまさしく ATP 基金体系の財源基盤の強化と健全化に寄与するはずだ、ということになる。

そうすれば、新基金を ATP-Funds の第 5 の基金として設立するという方式をとおして、これまで「举国一致」的な支持基盤を欠いていた労働者投资基金構想それ自体が少なくとも

広汎な国民の年金制度の安定化に役立つことをとおして自己の存立条件を安定化しうる、という判断があったものとみてよいだろう。

(3) 新基金制度の特徴的概要

基金構想の意図するところの大要につづいて新制度そのものについてもその特徴的概要について示しておく。

① 基金の原資調達の方法 ① 調達源の第一は、株式会社・有限責任組合・銀行・保険会社（ただし生保及び一部の住宅金融機関を除く）の税引後利益（インフレ調整済の）の20%相当額に対する賦課による。② 調達源の第二は使用者に対する、支払賃銀総額の0.2%（当面の比率）相当額の特別税としての賦課により、この部分の徴収は従来からある使用者のATP負担分の追加徴収という方式をとる。③ ただし第一の場合、各企業は賦課前に基礎控除として50万スウェーデン・クローネ（以下、SEKと略す）もしくは支払賃銀総額の6%相当額、のいずれか一方を選択することができる。

かくして、「基金」の原資としての超過利潤という意図は、企業規模及び収益性からみての非優良企業を対象からはずし（前記②の基礎控除制度）、そのうえでインフレ調整済税引後利益の20%を賦課するという形で具体化された。なお、企業利潤20%相当の徴収総額は年額約20億SEK（10～30億SEK）に達するものとみられ、それはスウェーデンの上場株式全体のおよそ1%になるものとみられる。

② 基金の設置とその運営 ① 産業的蓄積の一部特定地域への集中化傾向を是正し、地域間の経済的分権化に資するため、全国を五地区に分け、それぞれの地域基金を設置する。② 五基金はそれぞれの地域ごとに独自に管理責任を負うべき理事会を組織する。③ 各理事会は政府の任命による9人で構成されるが、そのうち過半数の理事は労働組合の代表とする。

当初、全国を24もの区域に分けるような基金構想があったが、結局5地域ということになった。スウェーデンでは、LOの積極協力を得た資本と労働力の相対的優位部門・企業への流動化政策の効果もあって、経済力の地域的集中と他面での過疎化が進行し、そのため、60年代半ば以降、既存産業衰退地区を対象とした地域開発政策が展開されたが、その後も先の傾向は解消していない。¹⁴⁾こうした事情が対等・平等の5つの地域基金の設置をもたらし、これらを地域分権化の切札にしようとしているのである。

③ 基金の運用。 ① 基金の資金による投資対負は、スウェーデン国内で営業・稼働している、とくに製造業関係企業の株式に限定され、それは市場購入及び増資をとおして取得される。対象企業には外国資本系の場合も含まれる。② 株式投資にあたっては、長期的視野からみて毎年実質ベースで3%の運用益が生ずるようにする。③かかる運用益は再投資や

労働者への所得還元などに振りむけることなく、その金額を既存の ATP 基金に拠出をし、年金財源の涵養に資する。

④ 株式所有と議決権の行使。 ① 一つの地域基金による一企業の株式保有率の上限を 8%までとし、五基金全体では 40%までとする。② 基金が保有する株式にもとづく議決権の行使については、全体の 50%までを当該企業の労働組合に権限移譲することができ、それをとおして労働組合は企業の意志決定過程に対する影響力をつよめる。

ところで 5 つの地域基金をあわせた一企業株式保有率の上限 40%というのは、SAF や非社会主義ブロックの ‘Fund Socialism’ 攻撃に対応して当初の構想の 50%を引きさげたものである。しかし ATP-Funds の第 4 基金は第 1 ~ 第 3 基金が企業の株式取得が認められていないのに対して、一企業の株式保有を 10%の上限率まで認められている。それゆえ、既存の ATP 第 4 基金と新設の「第 5 基金」(= 労働者投資基金) を合計すれば、スウェーデン労働者階級は Collective Investment Funds として企業株式の保有率を 50%まで許容されたことになる。

もちろん、同国においても株式機関保有は現実の傾向となっているが、同時に支配的株主の株式保有率がしばしば 50%ををこえることも例外ではない。

それゆえ、基金の保有上限率が 40%あるいは 50%という事態が現実にいかなる意義をもつことになるかは別途検討を要するところでもある。

⑤ 新基金制度の期限。 基金は年々 20 億 SEP を積みたてつけ、積み立て金の総額は 1990 年までに 140 億 SEK となり、これは投資対象企業発行株式の総額 2,800 億 SEK の 5%相当にあたるものとなる。¹⁵⁾ そのレベルにまで達すれば基金は完全に成熟することになり、基金は、企業、労働組合、公共の要請に対してたやすく応えられるようになる。1990 年以降も基金制度は存続し、機能することになるが、もはや従来の積立てに加えての新たな資金拠出は必要としなくなる筈である¹⁶⁾ とされている（未完）。

(注 記)

- 1) スウェーデンの基金制度の概要を知るのに便利な資料として、丸尾直美「スウェーデン労働者基金——その背景と影響——」、社団法人スウェーデン社会研究所・資料第 24 号、1985 年 1 月発行、がある。他の基金構想に対比したスウェーデンのそれの特色については、上記資料の 24~26 ページ及び表 5、表 6 を参照のこと。

また、スウェーデンとデンマークとの発想のちがいについては Francis G. Castles, *The Social Democratic Image of Society—A study of the achievements and origins of Scandinavian Social Democracy in comparative perspective*, Routledge & Kegan Paul, 1978, pp. 91-2. をも参照のこと。

- 2) R. Meidner, *Employee Investment Funds*, op. cit., pp. 19-20.
- 3) equalisation fund, branch rational funds, branch funds についても ibid., pp. 20-21.
- 4) IDE Group, *European Industrial Relations*, 邦訳 102 ページ。
- 5) ibid. 邦訳 77 ページ。
- 6) ibid. 邦訳 68 ページ
- 7) W. Korpi, *The Working Class*, op. cit., pp. 323-30.

- 8) The Ministry of Finance, Sweden, op. cit., pp. 11-12.
- 9) ibid., p. 10.
- 9) 以下は the Ministry of Finance, Sweden, 'Funds'. R. Meidner, 'Funds' 及び前掲・丸尾「基金」による整理・要約であるが、ここではいちいち典拠ページは挙げない。
- 10) LO は、1951 年の経済政策綱領 the economic policy programme に Rehn の提起した連帯賃銀政策を大幅にとり入れたが、それは、全国一律に同一労働同一賃銀を要求するもので、企業間の収益性の差異を無視してたとえ低収益企業が破産に追い込まれたとしてもそれはやむなしとする一方、高収益企業が超過利潤を確保して拡張的蓄積を持続することにも否定的態度を示さないというものであった。W. Korpi, *The working Class*, of. cit., p. 88., A. Lindbeck, op. cit., pp. 40-1.
- 11) 中高位所得層の労働者の負担する限界税率の高さがそれを示している。A. Lindbeck, op. cit., pp. 204-7.
- 12) 株式所有の集中については R. Meidner, op. cit. pp. 36-7, A. Lindbeck, op. cit., pp. 214-5.
またスウェーデン大企業の多国籍企業的展開及び外資系企業の同国進出状況については、Lawrence G. Franko, *The European Multinationals,—A Renewed Challenge to American and British Big Business*, Harper & Row Publishers, 1976, をみよ。Frankoによれば欧州を代表する大企業に数えられるスウェーデン企業 9 社のうち Asea, Ericsson, Saab-Scania, SKF, Swedish Match, の 5 社までが Wallenberg Family の影響下にあるという (interlocking Ownership)。op. cit., p. 6.
- 13) A. Lindbeck, op. cit., p. 219.
- 14) ルネ・ヴィルゲン (Rune Wirgen) の「スウェーデンの新らたな経済実験——『市場経済』化強める産業政策 (上、下)」、「エコノミスト (毎日新聞社)」1985 年、4 月 16 日、25 日の両号所収、をみよ。
- 15) LO や SAP のこうした見通しに対して SAF 側では 10 年以内に上場通常株の 15-20%が基金の所有になるだろうという。
また、④との関連で丸尾氏によれば alfa Laval, asea, Ericsson, Volvo といったスウェーデンを代表する上場大企業の場合、最大の株主でも株式保有率は 6% 以内であるという。以上いずれも丸尾、前掲「基金」37 ページ。
- 16) the Ministry of Finance, Sweden, op. cit., p. 19.

(ささき よう 経済学専攻)